

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

1

JANUARY 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

白権事務機株式会社
代表取締役

村上 義徳氏

Yoshinori Murakami

白権事務機株式会社
長野市南高田2-7-8
TEL 026-244-8816 FAX 026-244-8393
設立 昭和56年6月
資本金 1,000万円

経営の要は、B/Sの分析にあり。

「中小零細企業はB/S（貸借対照表）を勉強し内部をしっかりと固めていかないと、この厳しい時代は乗り切っていけない。大きくなることよりも、まず内容を充実させることが大事」。村上義徳社長の言葉に熱がこもる。年初に発表する1年のスローガン。今年は「挑」だという。

コピー、ファックス、ワープロなど、OA機器の普及が本格化した昭和56年に独立創業。メンテナンス、消耗品の販売などで培ってきた顧客との強いつながりを活かし、着実に成長。昨年6月、30周年を迎えた。

創業当時から経営のオープン化に努めてきた。現在、日々の売上げや粗利といった経営情報から、部長、社長が必ず目を通しコメントを付ける社員の日報まで、すべて

パソコン上に公開。一日どこで何をし、いくら売上げ・利益が上がったか、それに対する評価まで、16人の社員全員が共有する。

「経営者はP/L（損益計算書）はもとより、B/Sが見られなければいけない。そして、それを分析し先手先手で対処しなければいけない。私はこれを30年続けています。10年前から取引はすべて現金決済にした。業界では当社だけのようですが、それはB/Sを分析し、5年後10年後何をすると考えながらやっているからこそ。今まで厳しい局面は何度もありましたが、挫折を経験するたびに力をつけてこられた。それがなければ30年もたなかつたと思います」

毎日数字とにらめっこする村上社長の息抜きは、りんごづくりと「未知との遭遇」だ。実家は須坂市

で代々農業を営んできた。今も1反歩のりんご畑を持ち、社長自らふじづくりに精を出す。収穫したりんごは取引先への贈答用。時間の空いた時の1時間、2時間の農作業が「数字を忘れられる」貴重なりフレッシュタイムだ。

さて、もうひとつの息抜きの“未知との遭遇”とは。「見知らぬ峠道を四駆で行くのが大好き。行った先たまたまオオタカの飛来地でカメラマンと仲良くなったり、農家の人と話したり…。縁を見て、知らないことを発見するのが頭休めになる。本当に楽しいですよ」。

「うちの社員は県内業界一！」。村上社長は自信を込めてそう何度も繰り返す。取引先各社や顧客からの高い評価が本当にうれしい、と。社員を大切にする気持ちも人一倍だ。

回覧

CONTENTS

1
JANUARY 2012

表紙写真

経営者シリーズ

白権事務機株式会社 代表取締役

村上 義徳 氏

2-3

新春対談

4

ビジネス法律相談所
支払督促手続について

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

5

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑧)

税務署からのお知らせ

6

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A

経営者に事故など不測の事態が
発生してしまった場合どうなるのでしょうか。

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

7

企業会計NOW

第10回 合み損の「飛ばし」について

プロの力を借りて100の壁を越える!

8

Business Information

Tea Room



- 長野法人会
山浦 愛幸 会長
- 長野税務署
古俣 敏隆 署長
- 〈聞き手〉
•広報委員長
南澤 貞雄



山浦会長

南澤委員長 新年、おめでとうございます。

古俣署長・ 山浦会長 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

委員長 さて、昨年は東日本大震災や放射能汚染、異常気象、そして政権交代、急激な円高など自然現象においても政治経済においてもすべての面でまれに見る激動の年であったわけですが、古俣署長に振り返っていただきます。

署 長 東日本大震災、長野県でも栄村を中心とした北部地震、松本での地震で被災された方には、心よりお見舞い申し上げます。さて、年が明け、所得税の申告が始まっていますが、原発などで避難されている方からの申告・納税等の相談についても対応させていただいております。本年の申告相談については、2月9日(木)から3月15日(木)までの間、昨年同様「若里市民文化ホール」を会場に行います。土・日・祝日は相談を受けておりませんが、2月19日(日)及び2月26日(日)は相談をお受けすることとしております。

委員長 山浦会長には、本業の銀行業務、県経営者協会の会長など様々なお立場がありますが、会長にとっての平成23年はいかがでしたか。

会 長 本当にいろいろなことが起きた年でしたね。日本では震災があり、外国ではタイの洪水被害もありました。そこに輪をかけてヨーロッパの信用不安から円高になってしまい、国の力も弱くなってしまったのではないかでしょうか。日本だけでなく、世界的にも危機的状況にあるので、立て直すのは難しいです。そんな中、我々法人会の会員企業の社長さんたちは、ご苦労されていると思います。昨年のような年が普通の年になってしまわないように、本年こそいい年になるといいですね。

委員長 昨年は法人会にとって社団化40周年という記念すべき年で、『長野法人会報』の名称を一新して『ビジネスサポートながの』とし、会員企業だけでなく、一般の皆様にもご覧いただけるように県庁や市役所、銀行の窓口などにも置くこととなりました。まさに、公益法人として着実に前進しました。

会 長 その公益法人制度改革については、国を挙げての改革ということで、当初はもっと簡単に移行できるものと思っていたが、法人会だけでなく様々な団体でも大騒ぎになっています(笑)。

当会では、一昨年から公益法人制度改革特別委員会を立ち上げ、議論を重ねてきました。最終的には、定例理事会の審議を経て、5月24日の総会で、一般社団法人への移行決議、それに伴う定款変更を行う予定です。“新制度の出発は一般社団法人で”と決めて、その後より一層世間一般のお役に立つという意味でも、公益社団法人への移行も考えていきたいと思っています。

委員長 昨年のインテビューでは、長野税務署は、当会がいずれの法人に移行するにしても、税務に関する協力団体である法人会との信頼・協力関係が変わるものではないという心強いお言葉をいただいています。

署 長 従来から申し上げておりますとおり、税務に関する協力団体として、税知識の普及活動を中心とした社会貢献活動等の公益性の高い事



を作っていくことが必要ではないでしょうか。



古俣署長

業を継続的に実施していただけたものと確信しており、貴会が公益社団法人・一般社団法人のいずれの法人に移行されましても、引き続き緊密な連絡・協調関係の推進に努め、信頼・協力関係を更に強固にしていきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。それにしても、会員数減少には歯止めがかかりません。

会長 平成6年12月の9,089社会員をピークに減少し続け、昨年12月末では6千社を割込みました。加入率にしても80%から60%まで減少している状況です。減少の原因は新規会員の減少はもとより退会企業が後を絶ちません。退会理由、会社の廃業・倒産などが半分を占めます。そして経費節減で会費を納められない、不況で社員が減って研修会などの事業に参加できないという任意退会が半分となっています。

委員長 毎年、長野市東部部会や私のお膝元である須坂部会が中心となって、また税理士の先生方や大同生命保険に協力をいただいて会員増強活動を徹底的に行っているが、なかなか会員が定着しないという問題もある。

会長 当会の役員から「人口も会社の数も減っているし、法人会だけでなく、どんな団体だって会員数減少は共通の課題だ」という指摘があります。しかし、私が思うに、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動している団体でこれだけ大きな規模の団体は他に類を見ません。今後ますます税収は減少するでしょうし、納税者はこれまで以上に税金の使途には関心を持たなければなりません。ましてや、私たちは企業の経営者で、地域のリーダー的存在であり、この考え方を仲間の経営者や社員、そして家族など多くの人たちに伝えていく使命があると思うのです。

本年は今一度、約6千会員一人ひとりに、法人会の主旨や目的、そして具体的な事業活動をご理解いただいて、法人会を活発な団体にしたいと思います。そのためには、会員の皆様には“参加意識”を持っていただいて、会費だけ納めている、機関紙ビジネスサポートだけが唯一のつながり、というようなムードを取り払ってもらいたい。そのためには、会としてもきめ細やかなサービスを提供するとともに「地域ごとの部会活動の充実」をして会員と会とのパイプ

委員長 オリシモ、現在行われている活性化リモデル委員会の答申に基づいて、新年度の事業活動にも期待が持てますね。このような法人会ですが、古俣署長をはじめ長野税務署には、例年以上にご指導をいただくこととなります。

署長 「よき経営者を目指す者の団体」である法人会が、より魅力的で活発なものになりますよう、私どももいたしましても税務に関する研修会や講演会の内容の充実に協力して参ります。

会長 ところで、昨年お聞きしました「平成25年度のオンライン利用率65%達成目標」については、我々はe-Taxの普及促進に協力をいかなければなりませんが、進捗状況はいかがでしょうか。

署長 法人会の皆様方には、健全な納税者団体として税知識の普及や納税道義の高揚を図るための活動を活発に展開され、更に社会貢献活動などを通じて地域社会の健全な発展にも貢献されておられます。これもひとえに山浦会長をはじめ役員ならびに会員の皆様のご尽力に対しまして心からお礼申し上げます。

私どももいたしましては、「適正・公平な課税と徴収の実現を図る」という使命を果たすべく、日々努力を重ねておりますが、私どもの力のみではおのずと限りがございます。会員の皆様には、税のよき理解者「税のオピニオンリーダー」として、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いします。

e-Taxについては、おかげさまで役員企業をはじめとする多くの皆様方にご利用いただいており、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

お尋ねの「平成25年度のオンライン利用率65%」については、平成20年9月にIT戦略本部決定の「オンライン利用拡大行動計画」に基づき推進して参りましたが、これに代わるものとして、平成23年8月に「新たなオンライン利用に関する計画」が決定されました。

平成23年度以降は、この新計画に基づき、利用される方々の負担軽減や利便性の向上に重点を置いた施策を講じて参ることになっておりますので、ご自身の利用とともに他の方々にも利便性をPRしていただければ幸いです。

委員長 最後に、山浦会長から、会員皆様へメッセージをお願いします。

会長 私個人的には、会費はそんなに高くはないと思います。年会費を納めても元は取れる(平均会費約9,000円)と思いますし、経営者は入会していたほうが得だと思っています。健康診断や経営相談など本当に様々な事業を行っているので、会員企業の皆様にも「あれもこれもすべて法人会に任せておけばいい」という気持ちを持っていただくとありがたいですね。もっと、会員同士で宣伝しあって、法人会を盛り上げていただきたいです。そして未加入の皆様にも、たまにはこの機関紙(ビジネスサポートながの)を配ってPRしていったらどうかと。これが公益につながるものだと思います。

委員長 本日はありがとうございました。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 板谷 健太郎
 夜明けの翼法律事務所



支払督促手続について

—はじめに—

会員の皆様、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。会社にとって、売掛金、貸金、請負代金、賃料などの債権を予定どおり回収することは、毎日の業務において核心となる部分です。順調に取り立てられれば問題はありませんが、そうできないときには、経営者の頭痛の種となります。

法人様からの売掛金回収のご相談の際、私がお勧めしているのは「簡易裁判所の支払督促手続」です。本号ではこの手続についてご説明します。

—支払督促手続とは—

①簡易裁判所の手続

簡易裁判所というのは、どちらかといえば「玄人向け」ではなく、一般市民が利用しやすいようにしている裁判所です。そのため、弁護士を頼まなくても、比較的容易にご自分で申し立てができます。

②金額の制限はない

簡易裁判所の手続ですが、金額の制限はありません。そのため、金銭の支払いを求める場合であれば、紛争の対象となっている金額に関わりなく、利用することができます。

③手数料が安く済む（訴訟の場合の手数料）

手数料というのは、申立書に貼付する印紙と郵便切手です。通常の訴訟よりも安い手数料で、申立がしやすいようになっています。

④書類の審査のみで早期の解決が可能

通常の訴訟では、書面を提出するだけではなく、本人又は代

理人が裁判所に出頭し、書面を「陳述」した扱いにしたり、証拠を提出したりする必要があります。しかし、支払督促手続は書面の審査だけで発付されますので、訴訟の場合のように申立人が審理のために裁判所に行く必要はありません。

⑤裁判と同じ効果

相手が異議を出さなければ、督促の内容は確定し、判決をとったのと同じ効果があります。

—支払督促手続の流れ—

①申立

簡易裁判所に備え付けてある申立用紙に記入し、書記官に提出します。申立用紙は、売掛金、請負代金など多様なパターンが用意されています。

②相手方の異議申立の期間

相手方には、2週間以内に異議申立をする権利があります。異議申立をすれば通常の訴訟に移行します。

③仮執行宣言申立

相手が異議申立しない場合には、第2弾として「仮執行宣言申立書」を提出し、仮執行宣言付支払督促を発付してもらいます。

④相手方の異議申立の期間

ここでも、相手方には、2週間以内に異議申立をする権利があります。異議申立をすれば通常の訴訟に移行します。

⑤確定

相手方が異議を申し立てなければ確定判決と同じ効力が生じ、強制執行をることができます。



今月の売れ筋10冊

2011.11.1～2011.11.30
平安堂長野店 提供

- 1 スティーブ・ジョブズ 1 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 2 スティーブ・ジョブズ 2 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 3 ザ・ラストバンカー ■西川善文/著 講談社 1,600円
- 4 まんがと図解でわかるスティーブン・R・コヴィーの7つの習慣 ■スティーブン・R・コヴィー/著 宝島社 933円
- 5 采配 ■落合博満/著 ダイヤモンド社 1,500円
- 6 自分のアタマで考えよう ■ちきりん/著 ダイヤモンド社 1,400円
- 7 経営の心得 ■小山昇/著 大和書房 1,500円
- 8 9割がパートでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 9 リッツ・カールトン 一瞬で心が通う「言葉かけ」の習慣 ■高野登/著 日本実業出版社 1,400円
- 10 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー/著 サンマーク出版 1,500円

今月の一冊



経営の心得

小山昇 著 大和書房
1,500円 (本体価格)

本書は、著者が現場から吸収した「即効性」のある内容で、経営者の方にとってオススメの一冊。「これは!」というものがあれば、すぐに真似してみたくなる内容です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編⑧）

注意：平成24年1月1日以後、通勤手当の非課税限度額が変わりました

平成23年度税制改正により、自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受けた通勤手当の非課税限度額について、従来、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とされていた措置が廃止されました。（下記「通勤手当の非課税限度額新旧対照表」参照）

この改正は、平成24年1月1日以後に受けた通勤手当について適用されますので、まさに、今月の通勤手当支給分から注意を要することになります。

1. 通勤手当支給についての注意点

これまで、自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受けた通勤手当について、支給する事業主側では、通勤距離が片道15キロメートル以上の者に対して、交通機関を利用したと仮定した場合の運賃相当額を参考として、それぞれの距離比例額を超える通勤手当を支給しているケースも多々あることと思われます。

今回の改正により、上記のようなケースでは、それぞれの距離比例額を超える支給額部分について、通勤手当の非課税限度額を超えて支給された金額（「給与」に該当する金額となる）として扱われることになりますので、毎月の源泉所得税の徴収税額を算出するにあたり、十分な注意が必要となります。

2. 通勤手当の消費税の取り扱いについて

消費税の取り扱いにおいて、「…通勤手当（定期券等の支給など現物による支給を含む）のうち、当該通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱う。」（消費税法基本通達11-2-2【通勤手当】参照）としています。

つまり、当該通勤者がその通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、事業者の業務上の必要に基づく支出の実費弁償であり、課税仕入れに係る支払対価に該当することとなります。

したがって、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」（最も経済的・合理的な通勤経路によった場合のガソリン代、など）である限り、所得税法に規定する通勤手当の非課税限度額を超えているかどうかを問わないととなります。

そこで、所得税法に規定する通勤手当の非課税限度額を超えたため、その超えた部分の金額が給与に該当することとなった場合であっても、消費税の取り扱いにおいては、当該通勤手当が「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、課税仕入れに係る支払対価に該当することとなります。

通勤手当の非課税限度額 新旧対照表

区分	課税されない金額	
	旧	新（H24.1.1以後）
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1ヶ月あたりの合理的な運賃等の額 【最高限度10万円】	1ヶ月あたりの合理的な運賃等の額 【最高限度10万円】
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に		
通勤距離が片道45km以上である場合	24,500円 【運賃相当額が24,500円を超える場合には、その運賃相当額（最高限度10万円）】	24,500円
通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	20,900円 【運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額（最高限度10万円）】	20,900円
通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	16,100円 【運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額（最高限度10万円）】	16,100円
通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	11,300円 【運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額（最高限度10万円）】	11,300円
通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	6,500円	6,500円
通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,100円	4,100円
通勤距離が片道2km未満である場合	（全額課税）	（全額課税）



23年分の申告書の作成は国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



又は 書面で提出!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出できます。「e-Tax」を利用して申告すると…

① 最高4,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、最高4,000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円）。

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）。

③ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は3年間です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

お問い合わせ

長野税務署 ☎026-234-0111（自動音声案内）

税務署からのお知らせ

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

～公的年金等に係る雑所得を有する方へお知らせ～

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A

経営者に事故など不測の事態が発生してしまった場合どうなるのでしょうか。

Q 私は、飲食店事業している株式会社○○食堂の代表取締役社長(A)です。当社の発行済株式数は、100株で、私(A)が90株、妻(B)が10株それぞれ所有しています。当社の役員は、私(A)と一人息子である専務取締役(C)の二人です。いずれは息子(C)に当社を引き継いでもらい、私(A)は、引退したいと考えていますが、その前に万が一、私(A)が事故など不測の事態で社長の職務を行えなくなつた場合、どのようなことが考えられますか。

A ご質問のような場合いろいろな影響がでると考えられます、ここでは、「Aさんが死亡した場合」と「Aさんが精神上の障害により判断能力が低下した場合」について役員の立場と株主の立場について述べます。

1. Aさんが死亡した場合(ケース1)

(1)役員の立場

Aさんは、死亡により、取締役及び代表取締役を当然に退任しますので、会社の新代表取締役が会社の商業登記簿にAさんが死亡した旨の変更登記手続をする必要があります。

(2)株主の立場

ご質問の内容からするとAさんの法定相続人は、BさんとCさんでその法定相続分は、それぞれ2分の1ずつとなります。Aさんの所有株式90株はAさんの遺産となり、BさんとCさんが2分の1ずつの割合で共有することになります。Cさんが90株全部相続したり、またはBさんとCさんが45株ずつ相続したりする場合には、その旨の遺産分割協議が必要になります。

2. Aさんが精神上の障害により判断能力が低下した場合(ケース2)

(1)役員の立場

判断能力の低下の程度によっては、代表取締役としての



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサワビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

判断ができなく、お取引先等との契約などができなくなることが予想されます。また、Aさんの今後の生活を考えると法定後見制度の利用を検討することになりますが、法定後見制度は、判断能力の程度など本人(ご質問の場合は、Aさん)の事情に応じて次の三つの類型があります。

①後見(本人のために「成年後見人」が選任されます)

判断能力が欠けているのが通常の状態の方

②保佐(本人のために「保佐人」が選任されます)

判断能力が著しく不十分な方

③補助(本人のために「補助人」が選任されます)

判断能力が不十分な方

Aさんについて①後見、または②保佐の類型の利用となつた場合は、取締役の欠格事由(会社法第331条第1項)に該当することになりますので、Aさんは取締役及び代表取締役を当然に退任します。そのため、会社の新代表取締役が会社の商業登記簿にAさんが資格喪失した旨の変更登記手続をする必要があります。

(2)株主の立場

判断能力の低下の程度によっては、株主として株主総会の議決権の行使などができなくなることが予想されます。この場合も法定後見制度の利用を検討することになります。

いずれのケースの場合も会社を代表する者が不在となつてしまふ、あるいは株主が議決権を行使することができなく、株主総会決議ができないため会社の次の役員も選任できないということも予想されます。もしそのような状態になつたとしてもできるだけ早くそのような状態を脱しなくてはなりません。そのためにもご質問のような不測の事態に備えることは必要であり、また事業承継の一場面としても考えることもできます。

成長指南



人材育成コンサルタント

(有)浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

頭のよさより真摯さを

ドラッカーは言います。「真摯さよりも、頭のよさを重視する者をマネジャーに任命してはならない」。これは、頭のよさを否定しているではありません。真摯さのないことを懸念しているのです。

ドラッカーは続けます。「そのような者は人として未熟であつて、しかもその未熟さは通常なおらない」。頭がよくても真摯さがない人は、人間としても社会人としても未熟なのです。未熟な人をマネジャーに据えるわけにはいきません。

私のサラリーマン時代、頭がいいと評判の人がいました。回転は速いし指摘は鋭いし、年上の先輩たちもたじたじとしていました。しかし、私には、釈然としないものがあったのです。

見ていると、この人はある条件があると頭がいいのでした。その条件がないときは、むしろ鈍感でした。その条件とは、ものごとがその人の都合や利害

に関係があることです。自分の都合に合っているかないか、自分の利益になるか損失になるかということになると、俄然頭の回転がよくなつて、まわりを小突き回します。そうでないときは、知らん顔です。この人を、頭がいいからといってマネジャーにしたら、どんなことになるでしょう。

この人が人間として社会人として、未熟であることは明らかです。社会で揉まれ、経験を通して学習し、人間として成熟してもらいたいと思ったのですが、無理でした。本人は頭のよさを鼻にかけ、自分の未熟さを認めません。誰かが未熟さを指摘しようものなら、頭と口をフル回転させて、指摘してくれた人をやっつけてしまいます。

この人が、未熟なままで年齢を重ねていくことを思うと、なんともいえない気持ちになつてしまうのでした。

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原正人 公認会計士 鮎澤英之 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘

第10回 含み損の「飛ばし」について

昨年はある会社の損失隠しについて盛んに新聞等で報道がされていました。このケースは単純な評価損の未計上や架空資産の計上などではなく、いわゆる「飛ばし」による含み損の簿外処理によるものでした。今回は、「飛ばし」とはどういう手口なのか考えてみます。

例えば、こんな会社（以下、A社）があったとします。

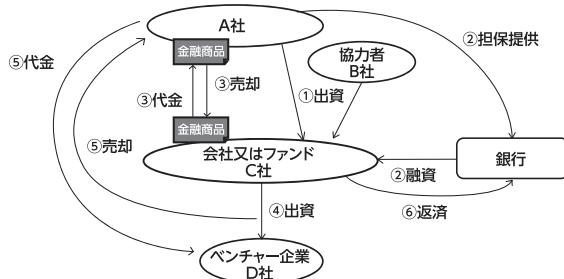
- 1) 財テクに失敗して多額の含み損を抱えた金融商品がある。
- 2) 本業は好調で資金繰りは困らない。
- 3) 財テクの失敗による損失は表に出したくない。
- 4) 外部に協力者（会社）がいる。

この場合、以下のようなスキームで「飛ばす」ことが考えられます。

- 取引① A社が協力者（以下、B社）と共に会社又はファンド（以下、C社）を設立する。その際、B社のC社に対する出資比率を高くして、C社がA社の連結決算の対象にならないようにする。
- 取引② A社は、自らの資産を担保に、銀行からC社に対する融資を取り付ける。
- 取引③ C社は、取引②の借入金の一部を原資にA社が所有する含み損のある金融商品をその取得価額と同額で買い取る。

ここまで取引で、A社が保有する含み損のある金融資産をC社に「飛ばす」ことができます。

ただ、そのままですと、C社には借入金の返済原資がありません。また、C社を清算してB社に出資金を返還する必要がありますが、C社には含み損のある金融資産があるので、そのまま清算するとB社に清算損が発生してしまうため、清算できません。したがって、さらなる工夫が必要になります。



取引④ C社は、取引②で調達した借入金の残りを原資にベンチャー企業（以下、D社）に出資をする。

取引⑤ A社は、C社からD社株式を著しく高額で買い取る。（あるいは仲介業者に多額の報酬を払って資金をC社に還流させる。）

取引⑥ C社は、D社株式を売却した代金で借入金を返済し、売却益で含み損を処理して出資者に損失を出さないように清算する。

取引⑤の結果、A社の連結財務諸表には、高額で取得したD社株式の取得価額とD社の資本勘定との相殺消去の結果その差額として多額の「のれん」が計上されます。

「のれん」は20年以内の一定期間で償却するので、A社で計上される損失は分割計上され一括で損失を計上するよりも目立たなくなります。

また、D社に収益性がなく減損により一括で損失計上をせざるを得ない場合でも、A社が保有していた金融資産の含み損が「のれん」の減損損失に置き換わることによって、財テクの失敗による損失を隠すことができます。

貸借対照表		貸借対照表	
資産	負債	資産	負債
金融資産 （含み損）	のれん		
純資産	純資産		

もし、上記スキームに海外の会社やファンドを介在させたり、複数の会社を介在させたりすれば、さらに「飛ばし」の実態がわかりにくくなります。

理屈では上記の方法で「飛ばし」ができますが、その代償は非常に大きなものです。社会的信用を失う他に、取締役には不正によって会社へ損害を与えた責任、虚偽記載により株主へ損害を与えた責任などが問われることになります。

なお、上記のような「飛ばし」スキームは、役員クラスの関与がなければ実行するのは極めて難しいと考えられます。「企業はトップの持つ人生観・哲学・考え方、それがすべてを決める」といわれますが、昨年の事件はリーダーがいかに大きな存在かを考えさせられます。

プロの力を借りて100の壁を越える!

■指導協力 東 直樹 プロ（長野カントリークラブ所属）

第10回 シーズンオフの冬にしておくことーその1（全2回）

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

北信の私達は雪によりコースが閉鎖されるので、群馬等他県へ行ったりもしますがどうしても回数が減ります。そんなシーズンオフにしておくべき練習や道具について東プロにアドバイスをいただきました。

一練習方法ー

コースというのはスイングを崩しに来る設計になっています。練習場でどんなに体に染みこませたつもりでもせいぜい20%ぐらいの力しか出せないです。それは練習場なら例えまっすぐ飛ばなかったとしても、きちんとフィニッシュを取る等良いスイングをすることだけに集中できますが、コースではそうはいきません。あそこへ落とす等々狙わなくてはいけないですから、スイングのバランスが崩れて当たり前です。ですからシーズン中に崩れてしまったスイングをこの時期にもう一度再確認して欲しいのです。それには基礎練習が一番です。

練習場では基本的な練習として、常にフルショットばかりではなく、ティクパックの高さを膝まで、腰まで、肩まで、フルスイングと段階ごとに、スイング全体のリズムやバランスを整える練習をしましょう。地味ですがとても重要です。

また、球数もハーフショット何割フルショット何割等、配分を考えて打ちましょう。これだけでは気持ちが続かないで、自分のホームコースを思い

浮かべて、9ホールまわってみるのも良いですね。ただ、練習場もたまに行って多くの球数を打つより、球数はそんなに多くなくても出来るだけ狭い間隔で行って下さい。練習場に行く時間がなかなかないときは家で素振りをするだけでも違います。それと同時に、ウォーキングなどによる筋力UPもしくは維持も欠かせません。ゴルフで主に使う腹筋・背筋・脚力に関して毎日はムリでも意識して鍛えておきたいものです。

シーズンオフは自分の悪いクセを直すチャンスもあります。リスクもありますが時間があるこの時期だからこそチャレンジするのもいいことだと思います。

次回はクラブ選びや練習する時の注意点などについて掲載します。



※プロにワンポイントアドバイス(有料)を受けたい方を募集しています。
ご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

アミリーで雪を遊ぼう!

初級から上級までコース充実!
キッズパーク子どもゲレンデあり!

スキーも、スノーボードも、そりも、きっと大満足!
毎月第3土曜日はキッズパーク無料デー!
レストランから眺めるキッズパークも楽しい!

今年は特別価格で楽しめます!

長野県スキー発祥100周年記念!

1日券	大人	3500円→2800円
シニア(50歳以上)	2600円→2200円	
キッズパーク券	600円→500円	
ナイター券	大人	2000円
4時間半券	大人	2500円

特別価格

いいづなりリゾートスキー場
iizuna resort
TEL026-253-3911
http://iizunaresort.com
飯綱東高原観光開発合同会社 上水内郡飯綱町大字川上 2755-209

WINセキュリティセレクション

Customer First
Security Pro Shop

みんなつなぐ あんぜん あんしん

8つの手段であなたを守る



ながのセキュリティサービスから 当社には3人の防犯設備士がいます。

家族の安全で安心な暮らしを守るために、家づくりにセキュリティの視点は欠かせません。WINは、敷地、建物、屋内部分それぞれの安全性を総合的なシステムとして構成する技術で各方面に注目されています。

自分で選べるセルフセキュリティ WINセキュリティセレクション



セルフガード Series



セルフホームガード

我が家を守る
セキュリティの新しいカタチ

安心快適空間のクリエイター
Win corporation

http://www.win-japan.co.jp/
WINセキュリティセレクション
株式会社 長野フジカラーラ
ながのセキュリティサービス部
〒381-2224
長野市川中島町原1355番地
TEL:026(462)1122 FAX:026(283)4366



信濃町 五岳ホール
飯綱町 飯綱ホール

電話 026-253-1377
0120-796-311

ご葬儀・ご法事 専門会社
アイセレモニー 株式会社
本社／〒389-1214 飯綱町黒川2415

Tea Room

年末年始は身体に苦労をかける時期だ。たまに胃腸や肝臓の方から悲鳴に似た声が聞こえてくる。すいぶんと負担をかけた。そんな時は前の家のご主人から教わった「ウマブドウ」を普段より多めに飲むようにしている。身体の上がった数値がなぜか下がるような気がする。夜は自然の環境の中で醸し出された「発芽玄米酒むすび」を飲む。これを疲れた時に薬代わりに飲むとお腹が楽になるから



うれしい。寺田本家のあの酒蔵の微生物が癒してくれているのだ。感謝

小林 直之